

主権者教育における選挙人の「責任」と町村総会

—憲法 15 条 4 項と地方自治法 94 条—

青野 透 (徳島文理大学 総合政策学部)

2016年1月より、徳島県教委の依頼による「主権者意識を高める教育の充実のための出前講座」を、高校を中心に担当している（この間、小中学校を合わせると10校になる）。有権者になるとはどういうことなのかを考えてもらうために、アクティブラーニングによる生徒参加型授業とし、授業内容では可能な限り身近な問題を取り上げるようにしてきた。そんな中、本年6月、高校3年生320名を対象にした出前講座では、憲法15条の意味を理解してもらうために、町村総会の問題を取り上げたので報告する。

今春、高知県大川村の議会で地方自治法94条の規定に基づく町村総会について検討を始めたことが、報道された。議員のなり手がなくなるかもしれないという危機感からとのことであった。私は30年以上担当してきた大学の憲法の講義で、町村総会やそれを規定した地方自治法94条に言及したことは無かった。だが、本年度前期の憲法の講義では、67名の受講生中、13名が高知県出身であり、他の学生の多くが過疎の地域を多く抱える県の出身であることから、憲法の授業において取り上げ、詳しく紹介した。同様の理由で、徳島市内の高校における出前講座でも生徒たちの関心をひきやすい事例と考えた。

生徒たちにはまず、地方自治法という法律によって、町や村は条例で、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができることを説明した。大川村も現在は議会があるが、その議会が、次回の選挙以降では議員のなり手が不足することが予想され、このままでは議会自体の存続が危ういとして総会の設置を検討し始めたこと、その背景に村の人口減少と高齢化があるとされ、今後、同様の問題に直面する可能性がある町や村も多数あると報じられたことを紹介した。

そのうえで、総会は憲法93条の「議事機関としての議会」に相当すること、構成員は選挙権を有する住民の全員であり、18歳になれば自動的に総会の一員となること、結果として被選挙権の有無に関係なく、現在の議員と同様に町や村の重要事項を議論し決定することになると説明した。

今は議員（大川村の場合は定員6名）を選ぶことが、被選挙権を持たない18歳にとっての有権者になるということだが、議会の代わりに総会となれば、国会のような数百名規模の集まりの中で自分の意見を述べ賛否の投票をすることになることを、生徒たちに想像してもらった。最後に、有権者をそのようなものとして位置付けている法制度の意味について考えてもらった。

これまでの出前講座では、憲法15条、特に第四項「すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない」など、教科書ではあまり深く解説されていない条文について、生徒たちに考えてもらうことが多かった。その場合と比べて、今回の町村総会を取り上げた出前講座では、当初、戸惑う様子を見せた生徒たちも、いわゆる直接民主制と間接民主制の問題を、身近なこと、ありうる選択肢として、考えたようである。授業後の振り返りのミニッツペーパーも全て読ませてもらったが、いつも以上に、選ぶことの大事さと同時に、他人任せにしないで自分の意見を持ち発表することの意味や、大勢（見知らぬ人も多い）が集まって議論し何かを決定することの難しさに気づいたという文章が多かった。今回はたまたま、隣県での事例から発問することになったが、高校生たちへの法教育において、身近なところから考えさせることの意義を痛感した出前講座となった。